

職員のサービスの宣誓の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年大阪市条例第21号。以下「条例」という。)第2条第2項の規定に基づき、条例第2条第1項の宣誓書に対する特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(宣誓書に対する特例)

第2条 別表で掲げる職員は、職名に応じ、別表で掲げる書面に署名することで、条例第2条第1項で定める宣誓書に署名したことと同様の取扱いとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

職名	書面
通訳及び翻訳の補助業務を行う国際交流員 (週35時間)	様式1
通訳及び翻訳業務を行う国際交流員 (週35時間)	様式1
高度な通訳及び翻訳業務を行う国際交流員 (週35時間)	様式1

(様式1)

同意書

私は、別添 経済戦略局（国際交流員）会計年度任用職員要綱を理解し、これに同意し、要綱に定められた勤務条件で国際交流員として大阪市において勤務することに同意いたします。

署名
